

令和 3 年第 4 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 3 年 12 月 15 日提出 追加議案第 3 号、第 4 号)

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について	P 3
2	令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）	P 3
3	議案説明資料 参照法令等	P 5
4	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 6

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 1 件及び予算 1 件であります。

追加議案第 3 号は、さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、不正埋立てを防止するため、県外土砂の搬入を原則認めないようにするほか改良土に関する項目を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

追加議案第 4 号は、令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）であります。

今回の補正予算は、令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 8 号）に 3 億 7,553 万 6 千円を追加し、予算の総額を 209 億 1,786 万 6 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金 3 億 7,500 万円、子育て世帯への臨時特別給付金事務費補助金 53 万 6 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、3 款民生費で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費 3 億 7,553 万 6 千円を追加し、計上いたしました。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 130 号）
(1/1)

改 正 案	現 行
(許可の基準) 第 8 条 市長は、第 6 条の許可の申請が第 7 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。 (1)～(6) 略 <u>(7) 小規模特定事業に用いる土砂等が改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理したものをいう。）でないこと。</u> <u>(8) 小規模特定事業に用いる土砂等の発生場所が栃木県内であって、当該発生場所から直接に搬入されるものであること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 市長は、第 6 条の許可の申請が第 7 条第 2 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。 (1) 前項第 1 号から第 3 号まで、<u>第 5 号、第 7 号及び第 8 号</u>の規定に適合するものであること。 (2) 略 3 略	(許可の基準) 第 8 条 市長は、第 6 条の許可の申請が第 7 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。 (1)～(6) 略 2 市長は、第 6 条の許可の申請が第 7 条第 2 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 6 条の許可をしてはならない。 (1) 前項第 1 号から第 3 号まで<u>及び第 5 号</u> _____の規定に適合するものであること。 (2) 略 3 略